

丹波篠山市入札参加者指名停止基準

(目的)

第1条 この基準は、丹波篠山市(以下「市」という。)が発注する建設工事、業務委託及び製造の請負、物件の購入等(以下「工事等」という。)の指名競争入札における入札参加資格者の指名停止に関して必要な事項を定め、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(指名停止)

- 第1条の2 市長は、市が発注する工事等の契約について、入札参加資格者が別表第1又は別表第2(以下「各別表」という。)に定める措置要件(以下「措置要件」という。)の一に該当するときは、入札参加者審査会を経て、各別表に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 2 市長は、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。
- 3 市長は、工事等の契約のため、指名を行うに際し、第1項の指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。

(定義)

第1条の3 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格者 丹波篠山市財務規則(平成11年篠山市規則第40号)第72条の2の規定により入札参加資格者名簿に登録された者をいう。
- (2) 入札参加者審査会 丹波篠山市財務規則第72条の規定により設置される組織のことをいう。
- (3) 指名停止 一定の要件に該当するため、建設工事等を受注させるにふさわしくない入札参加資格者について、市長が、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。
- (4) 入札参加資格者等 入札参加資格者、その役員(取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいう。)又はその使用人をいう。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第2条 市長は、第1条の2第1項の規定により、指名停止を行う場合において、当該指名停止について、責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。
- 2 市長は、共同企業体が措置要件の一に該当するときは、当該共同企業体の構成員(明らかに、当該指名停止について責めを負わないと認められるものを除く。)について、各別表に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第3条 入札参加資格者が一の事案により措置要件の二以上に該当したときは、これらの措置要件に係る指名停止の期間の最も長いものを適用する。
- 2 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ各別表に定める期間の2倍にして得た期間とする。
- (1) 指名停止の期間中又は当該期間満了後1年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件を掲げる各別表に掲げる措置要件の一に該当することとなったとき。ただし、次号及び第3号に掲げる場合を除く。
 - (2) 別表第2の一の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後36箇月を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき。
 - (3) 別表第2第2項又は第3項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後36箇月を経過するまでの間に、これらの措置要件の一に該当することとなったとき。
- 3 市長は、入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき又はその事由が指名停止の決定後明らかになったときは、各別表及び前2項の規定により定めた指名停止の期間に2分の1を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。
- 4 市長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせた認められるときは、各別表及び第2項各号の規定により定めた指名停止の期間を2倍にして得た期間を指名停止の期間とすることができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の入札参加者が、当該事案について責めを負わないことが明らかに

なつたと認めるときは、指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 市長は、各別表に定めるところにより指名停止を行う際に、入札参加資格者等が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当する場合(前条第2項及び第4項の規定に該当する場合を除く。)の指名停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は市職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、入札参加資格者等のうち契約権限を有する者から、談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2項第1号に該当したときは、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
 - (2) 別表第2第2項に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法違反に係る確定判決又は確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令において、首謀者であることが明らかになったとき(前号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
 - (3) 別表第2第2項に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前2号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間とする。
 - (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく市長又は他の公共団体等の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第2項に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるとき(前各号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止期間に1箇月を加算して得た期間とする。
 - (5) 市職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は他の公共団体等の職員がこれらの容疑により逮捕若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第3項に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるときは、当該措置要件に定める指名停止期間に1箇月を加算して得た期間とする。
- 2 市長は、別表第2第2項に該当する入札参加資格者について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたとき(前条第2項第3号若しくは第4項又は前項各号の規定に該当する場合を除く。)は、当該措置要件に定める指名停止の期間に2分の1を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

(指名停止の期間の上限)

第4条の2 前2条の規定により得た指名停止の期間は、36箇月を限度とする。

(指名停止等の通知)

第5条 市長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条第3項若しくは同条第4項若しくは第4条第1項第4号若しくは第5号若しくは同条第2項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3条第5項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、指名停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 市長は、指名停止期間中の入札参加資格者が市長の発注する工事等を下請することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に対する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市の発注に係る工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、一般競争入札参加資格申請書、資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6箇月</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 市発注に係る工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたとして会計検査院の検査報告又は監査委員の監査の結果に関する報告で指摘され、市発注に係る工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>3 市発注に係る工事等以外の国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する工事等(以下「公共工事等」という。)の県内における施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告で指摘され、市発注に係る工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3箇月</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2箇月</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 市発注に係る工事等の施工等に当たり、第2項に掲げる場合のほか、次の事項に該当したために契約に違反し、市発注に係る工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 正当な理由無く2箇月以上の履行遅滞があったとき。</p> <p>(2) 正当な理由無く1箇月以上2箇月未満の履行遅滞があったとき。</p> <p>(3) 正当な理由無く1箇月未満の履行遅滞があったとき。</p> <p>(4) 次に該当し、再三指摘しても改善しないとき。 ア 公害防止及び危険防止対策が不良 イ 工程管理、資材管理又は労務管理が不良</p> <p>(5) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3箇月</p> <p>2箇月</p> <p>1箇月</p> <p>3箇月</p> <p>1箇月</p> <p>1箇月</p>

措置要件	期間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注に係る工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適當であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 負傷者を生じさせたとき又は損害を与えたとき。 (3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。</p> <p>6 市発注に係る工事等以外の工事等(以下「一般工事等」という。)の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適當であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 負傷者を生じさせたとき又は損害を与えたとき。 (3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6箇月 3箇月 6箇月</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3箇月 2箇月 3箇月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>7 市発注に係る工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適當であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 重傷者を生じさせたとき。</p> <p>8 一般工事等の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適當であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。 (2) 負傷者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2箇月 1箇月</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月 1箇月</p>

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 入札参加資格者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 市の職員 (2) 県内の他の公共機関の職員 (3) 県外の公共機関の職員</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12箇月 9箇月 6箇月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 入札参加資格者等が、独占禁止法第3条、第8条第1項第1号又は第19条の規定に違反し、次の事項に該当したとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者等が次に掲げる工事等に関する違反行為について公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。 ア 市発注に係る工事等 イ 県内の一般工事等 ウ 県外の一般工事等</p> <p>(2) 入札参加資格者等が次に掲げる工事等に関する違反行為について公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。 ア 市発注に係る工事等 イ 県内の一般工事等 ウ 県外の一般工事等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12箇月 8箇月 4箇月</p> <p>18箇月 12箇月 6箇月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>3 入札参加資格者等が、競売入札妨害又は談合の容疑により、次の事項に該当したとき。</p> <p>(1) 市発注に係る工事等に関し、逮捕又は書類送検されたとき。</p> <p>(2) 県内の公共工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(3) 県外の公共工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>逮捕又は書類送検を知った日から 18箇月</p> <p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から 12箇月</p> <p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から 6箇月</p>

措置要件	期間
<p>(補助金の不正受給を目的とした不正行為)</p> <p>4 業務に関し、入札参加資格者等が、補助金等の不正受給を目的とした不正行為により、補助事業等又は間接補助事業等に関し、次の事項に該当したとき。</p> <p>(1) 補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第29条又は第30条の規定に違反し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 ア 市の事業等 イ 県又は県内の市町の事業等</p> <p>(2) 詐欺又は電子計算機使用詐欺の容疑により、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 ア 市の事業等 イ 県又は県内の市町の事業等</p>	<p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p> <p>12箇月 9箇月</p> <p>12箇月 9箇月</p>
<p>(暴力団関係)</p> <p>5 警察の確認、通報等により、次の事項に該当することが明らかになったとき。</p> <p>(1) 暴力団員が役員として入札参加資格者の経営に関与(実質的に関与している場合を含む。)していること。</p> <p>(2) 入札参加資格者が、暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。</p> <p>(3) 入札参加資格者又はその役員その他経営に実質的に関与しているか、若しくは相当の責任の地位にある者(以下「役員等」という。)が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用したこと。</p> <p>(4) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金的援助等の経済的便宜を図ったこと。</p> <p>(5) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められること。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12箇月以上その事実がなくなったことが明らかになったときまで</p> <p>6箇月以上その事実がなくなったことが明らかになったときまで</p> <p>6箇月以上その事実がなくなったことが明らかになったときまで</p> <p>3箇月以上その事実がなくなったことが明らかになったときまで</p> <p>6箇月以上その事実がなくなったことが明らかになったときまで</p>

措置要件	期間
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>6 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、次の事項に該当したとき。</p> <p>(1) 入札参加資格者等が、次の工事等に関し、建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 市発注に係る工事等 イ 県内の一般工事等 ウ 県外の一般工事等</p> <p>(2) 入札参加資格者が、次の工事等に関し、建設業法第28条及び第29条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。</p> <p>ア 市発注に係る工事等 イ 県内の一般工事等 ウ 県外の一般工事等</p> <p>(3) 入札参加資格者が、次の工事等に関し、建設業法第28条の規定により、指示処分を受けたとき。</p> <p>ア 市発注に係る工事等 イ 県内の一般工事等 ウ 県外の一般工事等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9箇月 8箇月 4箇月</p> <p>6箇月 5箇月 3箇月</p> <p>3箇月 2箇月 1箇月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 入札参加資格者等が、不正又は不誠実な行為をし、次の事項に該当したとき。</p> <p>(1) 業務に関し、入札参加資格者又はその役員等が次に掲げる工事等において、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の規定に違反し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 市発注に係る工事等 イ 県内の一般工事等</p> <p>(2) 業務に関し、前号に規定する者以外の入札参加資格者等が次に掲げる工事等において、暴力行為等処罰に関する法律の規定に違反し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>ア 市発注に係る工事等 イ 県内の一般工事等</p> <p>(3) 業務に関し、入札参加資格者等が脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>(4) 業務に関し、入札参加資格者等が県内における自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9箇月 8箇月</p> <p>6箇月 5箇月</p> <p>3箇月</p> <p>2箇月</p>

措置要件	期間
(5) 別表第1並びに別表第2第1項から第6項まで及び第7項の第1号から第4号までに掲げる場合のほか業務に関し、入札参加資格者等が次の工事等において、業務関連法令に重大な違反をしたとき。 ア 市発注に係る工事等 イ 県内の一般工事等	3箇月 2箇月
(その他) 8 別表第1及び別表第2第1項から第7項までに掲げる場合のほか、入札参加資格者等に重大な反社会的行為があり、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき等指名停止を必要とする場合 (1) 役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。 (2) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。 (3) 入札参加資格者等が、市発注に係る工事等の一般競争入札及び指名競争入札に際し、市職員の指示に従わなかったとき。 (4) 入札参加資格者等が、市発注に係る工事等の低入札価格価格調査に関して不誠実な行為をしたとき。 (5) 市発注に係る工事等の受注者又はその下請負人が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。 (6) その他市長が入札参加者審査会の議を経て指名停止の措置を必要と認めたとき。	当該認定をした日から 3箇月 取引再開まで 1箇月 3箇月 3箇月以上 18箇月以内

(注1) 重傷者とは、傷病程度が30日以上の治療を必要とする者をいう。

(注2) 工事等関係者事故について重大であるとは、原則として入札参加資格者等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は起訴されたときをいう。

(注3) 公共機関とは、収賄等が成立する全ての機関(国の機関、地方公共団体、公社等)をいう。

(注4) 補助金等とは、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定されるもの又は地方自治法第232条の2に基づく現金的給付をいう。

(注5) 補助事業等とは、補助金の交付の対象となる事業又は事務をいう。

(注6) 間接補助事業等とは、国以外のもが国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事業又は事務をいう。

(注7) 相当の責任の地位にある者とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。

(注8) 業務関連法令とは、次のものをいい、これらの業務関連法令に違反する事由があっても、公衆損害事故、工事等関係者事故等別に措置要件で定めているものは、別表第2第7項第5号による指名停止措置の対象とならない。

- 1 労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の労働者使用関連法令
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)等の環境保全関連法令
- 3 建設業法(昭和22年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の建築関連法令
- 4 刑法、道路交通法(昭和27年法律第180号)等の業務に関する規定